

全議 J1 第 32 号
平成 23 年 3 月 23 日

政 府 関 係 各 位

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 五 本 幸 正
(富山市議会議員)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

このたびの震災に関し、岩手県市議会議長会会長及び東北市議会議長会会長から当職に対し、別添のとおり政府に対する緊急要請の依頼がありました。

つきましては、被災者救助・救援の強化、ライフライン等の早期復旧、生活必需品及び医療提供体制の確保、原子力災害対策、震災復興の支援などについて、迅速かつ万全の対策を講じられるよう強く要請します。

平成23年3月18日

全国市議会議長会 会長 五 本 幸 正 様

岩手県市議会議長会 会長 佐 藤 栄 一
(盛岡市議会議長)

平成23年東北地方太平洋沖地震災害支援本部に係る国に対する要請事項
について

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、非常に大きな津波を伴ったことにより、岩手県沿岸部を含めて甚大な被害が発生しています。

被害を受けた岩手県内の各市は、断続的に余震が続く中であって、人命を第一とした被災者支援、災害復旧対策等に全力で取り組んでいるところですが、万全な被災者支援を講ずるためには、地方公共団体の枠を越えた国や県などの支援が必要です。

つきましては、下記の事項について要請します。

記

1 燃料の安定供給

燃料の絶対的な不足については、食料や飲料水を含む救援物資の輸送、医療機関への搬送、暖房用燃料の供給など被災者への直接的な支援のほか、救援活動の従事者の移動や市民活動の継続に重大な支障を及ぼしていることから、各種燃料の安定した供給を図りたい。

2 交通インフラの早期復旧

東北新幹線の区間運休、高速道路の通行規制、一般国道の通行止などは、復興支援活動及び社会経済活動に重大な影響があることから、早期の復旧及び整備を図りたい。

3 震災復興の支援

被災者のメンタルケアをはじめとする人命の尊重が第一であるが、仮設住宅の建設などによる被災者の受入れについては、内陸部の市を中心に万難を排して協力するものである。地域の生活環境が地震前の状況までに復興するためには、相当程度長期間を要することが懸念される。市民一丸となって復興に立ち向かう地方公共団体に対しても、国の積極的かつ長期的な財政及び法制支援を望むところである。

東北市議第 139 号

平成 23 年 3 月 23 日

全国市議会議長会 会長 五本 幸正 様

東北市議会議長会 会長 田澤 豊彦
(会津若松市議会議長)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害支援本部に係る国に対する要請事項について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震は、東北地方に甚大な被害をもたらしております。特に、岩手県・宮城県・福島県の太平洋沿岸は、壊滅的な状況となっており、また、福島県においては原子力発電所の重大な事故により原発周辺住民の避難指示となっております。

これらの災害復旧・復興については、国が前面に立って対策を進める必要があります。

つきましては、別添のとおり東北市議会議長会としての要請を行いますので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード 9.0 と我が国の観測史上例をみない規模の大地震で東日本各地に甚大な被害を与えている。

特に岩手県・宮城県・福島県では、地震によって発生した大津波が太平洋沿岸の市町村に壊滅的ともいえる被害を与え、町自体が壊滅したとみられる地域もある。死者・行方不明者は、3 月 22 日の報道では 2 万 1 千人を超え、さらに増加するとみられている。被災地では、今なお懸命の救助活動と遺体の収容作業が続けられている。

家屋の倒壊・焼失、道路・鉄道・港湾設備の損壊など被災状況は我々の想定をはるかに超え、また、電気、水道、ガスなどのライフラインは寸断され、ガソリンの不足や通信手段のマヒさらに生活物資の不足も加わり、市民の不安は頂点に達している。

これらの甚大な被害に加え、福島県にある東京電力福島第一原子力発電所においては重大な事故が発生し、原発立地地域の住民をはじめ国民に大きな不安を与えている。その影響は、原発周辺住民の避難という非常事態となっているだけでなく、農作物（ホウレンソウ、かき菜等）、原乳の出荷停止指示という農家の生活に影響を及ぼす状況を引き起こしている。

今回の大地震災害は、この原子力発電所の深刻な状況も加わり、東北地方各自治体で対応できる災害対策レベルをはるかに超えている。

よって、今回の東北地方太平洋沖地震並びに原子力発電所事故対策については、国が前面に立って、早期の被災者救援及び復興対策を進めるため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 被災者救助・救援の強化

被災者の救助を早急に進めるとともに、被災者の救援に際しては、高齢者、人工透析患者等の傷病者、障がい者、子ども、妊産婦といった災害弱者支援に万全を期すこと。

また、被災者に対しては、住宅の確保や生活資金の手当て等、経済的支援を強化すること。

2 生活必需品及び医療提供体制の確保

被災者の避難や生活のみならず、一般市民の生活にも甚大な支障をきたしているガソリン、重油、軽油、灯油等については、直ちに必要量を確保し、東北地方全体に届けること。

また、被災者救援のため、医師、看護師、医薬品等医療を確保し、医療提供体制を整えるとともに、食料品、飲料品等の生活必需品を速やかに避難所へ届けること。

3 ライフライン等の早期復旧

被災者の避難生活や今後の生活復旧に当たっては、電気、ガス、水道や通信手段としての電話、鉄道やバス等の公共交通機関は必要不可欠であることから、一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。

また、今回の大地震により大きな被害を受けた道路・橋梁・港湾・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、文教施設等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講ずること。

4 原子力災害対策

原子力災害は、福島県のみならず広く東日本全体に関わることであり、原子力災害への対応にすべての責任を有する国は、責任を持って事態の早期収拾に全力で取り組むこと。特に、今回の事故を起こした原子炉については、「廃炉」を前提とした事故の早期沈静化を図ること。

また、原子力発電所の立地地域住民の健康管理対策に速やかに取り組むとともに、国民の不安払拭に繋がることから、事故の概要や原因、近隣住民に与える影響等、主体的な公開を行い、不安解消に最善を尽くすこと。

さらに、放射性物質が検出された農産物等について出荷停止の指示がされている農家への経済的支援と、農産物等に対する風評被害を防止するため、出荷停止地域については、都道府県単位による一律的な指定ではなく、科学的に裏付けされた実証データに基づき、適格かつ限定的に地域を指定すること。